

別表1

1 事業区分	2 支給対象者	3 施設区分・提供するサービス種別等の区分	4 支給単価	5 支給要件
医療機関・薬局等	<p>県内に所在する病院、診療所、助産所、薬局、施術所、歯科技工所を運営する事業者(法人又は個人)</p> <p>※ 申請日において本表「5 支給要件」を満たす施設の管理者又は開設者に限る(国、都道府県、市町村及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項に規定する地方公共団体の組合が開設(指定管理者制度導入施設を含む。))する施設を除く。。</p>	病院、2床以上の有床診療所	1床(※)あたり47,000円 ※ 医療法の規定に基づく病床に限る。	<p>○医療法の規定に基づき開設している病院または診療所(社会福祉施設の医務室を除く。)のうち、保険医療機関の指定を受けた施設</p> <p>○同一施設で、内科と歯科の診療報酬上の指定を両方受けている場合はいずれか一方とする。</p> <p>○申請日において休止・廃止していないこと。</p>
		1床以下の診療所(無床含む)、歯科診療所	1施設あたり92,000円	
		助産所	1施設あたり46,000円	<p>○医療法の規定に基づき開設している助産所(出張専門を含む。)のうち、出産育児一時金等の受取代理制度を導入している施設又は市町村から委託を受けて母子保健法に基づく産後ケア事業、産婦健診、妊婦健診等を実施する施設</p> <p>○申請日において休止・廃止していないこと。</p>
		薬局	1施設あたり46,000円	<p>○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定に基づき開設している薬局のうち、健康保険法の規定に基づき保険薬局の指定を受けた施設</p>
		施術所	1施設あたり46,000円	<p>○あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(以下「あはき法」という。)又は柔道整復師法(以下「柔整法」という。)の規定に基づき開設している施術所(出張専門を含む。)のうち、受領委任取扱い施術所の指定を受けた施設又は医療保険(療養費)の対象となる施術を行っている施設</p> <p>○同一施設で、あはき法と柔整法の開設をしている場合はいずれか一方とする。</p> <p>○申請日において休止・廃止していないこと。</p>
		歯科技工所	1施設あたり46,000円	<p>○歯科技工士法の規定に基づき開設している歯科技工所のうち、保険診療のための歯科補綴物等を令和7年4月1日以降作成し、修理し、又は加工している施設</p> <p>○申請日において休止・廃止していないこと。</p>
介護施設等	<p>県内に所在する高齢者介護・福祉サービス事業所等を運営する法人</p> <p>※ 申請日において本表「5 支給要件」を満たす施設・事業所の管理者又は開設者に限る(国、都道府県、市町村及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項に規定する地方公共団体の組合が開設(指定管理者制度導入施設を含む。))する施設・事業所を除く。。</p>	<p>訪問系事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・居宅介護支援 	<p>1事業所あたり33,000円</p> <p>※広域的にサービスを提供する事業所については、下記の単価を適用する。</p> <p>1事業所あたり61,000円</p>	<p>○介護保険法の規定に基づき設置している訪問系事業所。</p> <p>○介護予防サービス・総合事業を含むが、介護サービスと介護予防サービス、介護サービスと総合事業、それぞれ両方の指定を受けている場合は1施設として扱う。</p> <p>○令和7年4月1日～令和8年3月31日の間にサービス提供実績があること。</p> <p>○共生型は介護・障害のいずれか一方とする。</p> <p>○申請日において休止・廃止していないこと。</p> <p>※「広域的にサービスを提供する事業所」の要件 令和7年4月～令和8年3月のサービス提供分(令和7年5月～令和8年4月審査分)について、同一建物減算(以下のいずれかの基準に基づく算定をいう。)を行った事業所ではないこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)別表 第1注12、第2注6、第3注8、第4注4 2. 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第126号)別表 第1注8、第2注5 3. 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第20号)別表 注5
		<p>通所系事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護 ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護 ・通所リハビリテーション ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 	1定員あたり19,000円	<p>○介護保険法の規定に基づき設置している通所系事業所。</p> <p>○介護予防サービス・総合事業を含むが、介護サービスと介護予防サービス、介護サービスと総合事業、それぞれ両方の指定を受けている場合は1施設として扱う。</p> <p>○令和7年4月1日～令和8年3月31日の間にサービス提供実績があること。</p> <p>○共生型は介護・障害のいずれか一方とする。</p> <p>○申請日において休止・廃止していないこと。</p> <p>○定員の取扱いは、知事が別途定める。</p>
		<p>入所系・居住系施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・経費老人ホーム ・養護老人ホーム ・短期入所生活介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 	<p>1定員あたり40,000円</p> <p>ただし、介護老人保健施設及び介護医療院については</p> <p>1定員あたり47,000円</p>	<p>○介護保険法又は老人福祉法の規定に基づき設置している入所系施設。</p> <p>○介護予防サービスも含むが、介護サービスと両方の指定を受けている場合は1施設として扱う。</p> <p>○令和7年4月1日～令和8年3月31日の間にサービス提供実績があること。</p> <p>○共生型は介護・障害のいずれか一方とする。</p> <p>○申請日において休止・廃止していないこと。</p>

1 事業区分	2 支給対象者	3 施設区分・提供するサービス種別等の区分	4 支給単価	5 支給要件
障害者施設等	県内に所在する障害福祉サービス事業所等を運営する法人 ※申請日において本表「5 支給要件」を満たす施設・事業所の管理者又は開設者に限る(国、都道府県、市町村及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項に規定する地方公共団体の組合が開設(指定管理者制度導入施設を含む。))する施設・事業所を除く。)	訪問・相談・居住支援系事業所 ・居宅介護(重度訪問介護・行動援護・同行援護含む) ・一般相談支援(地域移行・地域定着支援)又は特定相談支援 ・自立生活援助 ・保育所等訪問支援 ・居宅訪問型児童発達支援	1事業所あたり33,000円 ※広域的にサービスを提供する事業所については、下記の単価を適用する。 1事業所あたり61,000円	○障害者総合支援法又は児童福祉法の規定に基づき、設置している訪問・相談・居住支援系事業所。 ○居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護については、同一の事業所でそれぞれの指定を受けている場合(事業所番号が同じ場合)は1事業所として扱う。 ○一般相談支援、特定相談支援、障害児相談支援を同一の事業所でそれぞれ指定を受けている場合は1事業所として扱う。 ○令和7年4月1日～令和8年3月31日の間にサービス提供実績があること。 ○共生型は介護・障害のいずれか一方とする。 ○申請日において休止・廃止していないこと。 ※「広域的にサービスを提供する事業所」の要件 令和7年4月～令和8年3月サービス提供分(令和7年5月～令和8年4月審査分)について、同一建物減算(以下の基準に基づく算定をいう。)を行った事業所ではないこと。 1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)別表 第1の1の注9の2
		通所等日中サービス事業所 ・生活介護 ・自立訓練(機能訓練・生活訓練) ・就労選択支援 ・就労移行支援 ・就労継続支援(A型) ・就労継続支援(B型) ・就労定着支援 ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス	1定員あたり19,000円	○障害者総合支援法又は児童福祉法の規定に基づき、設置している通所等日中サービス事業所。 ○児童発達支援、放課後等デイサービスについては、同一の事業所でそれぞれの指定を受けている場合(事業所番号が同じ場合)は1事業所として扱う。 ○令和7年4月1日～令和8年3月31日の間にサービス提供実績があること。 ○共生型は介護・障害のいずれか一方とする。 ○申請日において休止・廃止していないこと。 ○定員の取扱いは、知事が別途定める。
		入所系施設 ・障害者支援施設(都民施設を除く) ・障害児入所施設 ・短期入所(単独のみ) ・共同生活援助	1定員あたり40,000円	○障害者総合支援法又は児童福祉法の規定に基づき、設置している入所施設(単独の短期入所を含む) ○令和7年4月1日～令和8年3月31日の間にサービス提供実績があること。 ○申請日において休止・廃止していないこと。
		県内の補装具事業所を運営する事業者	1施設あたり46,000円	○障害者総合支援法に基づく補装具を取り扱う事業者であること。 ○令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に、県内市町村から補装具費の支払い対象となる補装具の販売実績があること。 ○県内の市町村と代理受領契約を結んでいること。 ○県内に所在を置く事業所であること ○申請日において休止・廃止していないこと。
救護施設	県内の救護施設を運営する法人	救護施設	1定員あたり40,000円	○生活保護法の規定に基づき、設置している救護施設
児童養護施設等	県が所管する児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム及びファミリーホームを運営する事業者(法人又は個人) ※申請日において本表「5 支給要件」を満たす施設・事業所の管理者又は開設者に限る(国、都道府県、市町村及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項に規定する地方公共団体の組合が開設(指定管理者制度導入施設を含む。))する施設・事業所を除く。)	・児童養護施設 ・乳児院 ・母子生活支援施設 ・児童心理治療施設 ・自立援助ホーム ・ファミリーホーム	1定員あたり40,000円	○児童福祉法の規定に基づき、開設している入所施設等。 ○令和7年4月1日～令和8年3月31日の間に措置児童の受入れ実績があること。 ○申請日において休止・廃止していないこと。

※「床数」・「定員数」は申請日時点の数をを用いる。